

## イノベーター活用事業 委託業務仕様書

### 1 業務の目的

東日本大震災及び原子力災害により甚大な影響を被っている本県農林水産業の復興に向け、地域産業6次化による雇用の確保と所得の向上を図るため、農林漁業者等のマーケットインの志向に基づく商品開発、販売戦略の構築等を支援する専門家を登録・派遣し、フォローアップを行う「イノベーター活用事業」を実施する。

### 2 業務の内容

#### (1) 地域産業6次化サポートセンターの設置

6次産業化に取り組む農林漁業者等の個別相談等に対応するふくしま地域産業6次化サポートセンター（以下「サポートセンター」という）を設置し、農林漁業者等からの相談対応、案件の発掘、本事業の実施に関する普及啓発・情報発信を行う。

#### (2) 地域産業6次化イノベーターの派遣

地域産業6次化の実践に必要な専門的知識や技術に関する助言等を行う地域産業6次化イノベーター（以下「イノベーター」という）を登録し、イノベーターと農林漁業者等との調整を行い、農林漁業者、関係団体等に対しイノベーターを派遣し、新たな事業計画の作成や新商品開発、販売戦略の構築等地域産業6次化の取組に対する支援、フォローアップを行う。

### 3 委託経費

本委託事業の対象となる経費は、以下のとおりとする。ただし、本事業の実施に要した経費を証明できない経費は、本事業の対象経費とすることができない。

また、人件費を計上する場合は、「補助事業の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定すること。

#### (1) イノベーター派遣経費

専門家謝金、専門家派遣旅費、資料作成費、資料発送費、個別相談会開催等に要する経費

#### (2) サポートセンター運営経費

事務局員人件費、事務局旅費、通信運搬費、賃借料、消耗品費、資料作成費、資料発送費、ホームページ・チラシ作成費、一般管理費等

### 4 その他

委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県

等の交付金、補助金、助成金等との併給はできない。

## 5 企画提案書

目的を達成するため、①サポートセンターの設置方法、②イノベーターの発掘・募集方法、③効果的な派遣方法・回数、④事業者への周知方法、⑤事業者の課題解決や新商品開発に向けた支援方法、⑥食品の栄養や健康に関する支援要望への対応方法、⑦「6次化事業体経営サポート事業」との相乗的効果の発現方策、⑧その他、提案事項があれば記載すること。